

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：32704

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13377

研究課題名（和文）農業分野におけるABLとその基礎としての動産担保・債権担保の日米比較法研究

研究課題名（英文）Asset Based Lending and Security Interests in Personal Property in Agriculture

研究代表者

小島 庸輔 (Kojima, Yosuke)

関東学院大学・法学部・講師

研究者番号：40822276

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、アメリカにおける農産物を用いた担保融資について、担保法学の視座から検討を加え、日本法への示唆を得ることを試みた。アメリカの担保法では、農産物については、棚卸資産など他の動産と異なる規律が見受けられる。それは、農産物の特性である季節性・周期性を反映したもので、農産物を用いた担保融資の原型である1つの生産サイクルのために1回の融資を行うことを予定したものである。近時の日本の農業分野での農産物の担保としての活用は、もっぱら担保目的物が常に流入・流出を繰り返す場面のみを想定しており、アメリカのそれとは異なるが、農産物の生産の態様に合わせた融資を可能にする担保制度が望ましい。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカの動産、債権を用いた担保については、これまでも多くの研究がなされてきた。そうであるところ、本研究は、動産の中でもこれまで手付かずであった農業分野に焦点を当てて検討を行った。そこには、統一商事法典第9編、連邦法などに、通常の動産、債権の担保とは異なる様々な例外規定がみられる。それらを解明し、従来研究の空白を埋めることに本研究学術的意義があると考えられる。

また、近時の農業ABLでは、個々の動産が流入・流出を繰り返す担保を活用することが中心となっていたところ、農産物のその季節性・周期性を踏まえ、流動性のない担保目的物の担保を応用する有用性を示唆する。

研究成果の概要（英文）：This study examines secured lending using farm products in the US from the perspective of secured transactions law and attempts to draw some implications for Japanese law. In US secured transactions law, different rules can be found for agricultural products from those for other movable assets such as inventories. It reflects the seasonal and cyclical characteristics of farm products and is intended to provide one loan for one production cycle, which is the prototype for secured lending using farm products. The use of farm products as collateral in the Japanese agricultural sector in recent times has exclusively been based on situations where the collateral is constantly flowing in and out, and differs from that in the US, but a collateral system that enables loans to be made in accordance with the mode of production of farm products is preferable.

研究分野：民法

キーワード：アメリカ法 農産物担保融資 統一商事法典第9編 ABL 担保物権法

様式 C-19、F-19-1、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

企業の資金調達の主要な方法の1つである銀行融資においては、担保として不動産担保と個人保証が伝統的に用いられてきた。しかし、バブル崩壊に直面すると、不動産担保は土地価格の急落により担保割れを生じ、また、個人保証は破綻した企業の責任を一個人に負わせる過酷な結果をもたらした。それらの反省から、不動産担保と個人保証に過度に依存した融資からの脱却を目指し、動産、債権を用いた担保の活用が企図されるようになった。なかでも、ABL(アセット・ベースド・レンディング)が重点的に取り組まれている。ABLは、債務者の資産が事業のライフサイクルのなかで持つ価値を担保とするものであり、事業過程で変動する在庫商品、売掛債権、回収金などを物のまとまりとして有機的に把握することで、順位を維持したままに一定の優先的価値把握を可能とする手法であり、事業そのものの担保化とも呼ばれる。ABLは、政策的な推進もあり、順調に伸長している。

ここで本研究の対象である農業分野(比較法の都合から、農耕だけでなく、畜産、養殖を含むものと緩やかに定義する)に目を向けてみる。農産物の生産者による経営規模の拡大は、農地の賃借により行われることが多く、担保に提供できる保有資産が少ないとされる。また、民間金融機関は、農地法の権利移動の制限と転用の制限があることから、農地を担保として評価していないとされる。そうした事情から、農業分野では、不動産担保によらない、動産、債権担保に対する期待がより高いものといえる。特に、農業ABLは、農水省、経産省が積極的に推進しており、家畜、野菜などを用いたABL事例が公表されている。

ABL自体の初号案件が海藻類を担保とするものであったり、牛肉のトレーサビリティを利用した肉牛ABLが積極的に取り組まれていたり、農業分野の動産、債権担保の活用が企図されているにもかかわらず、その実行件数は未だ少ない。2017年度の業種別実行件数の資料によれば、最多の製造業が2,588件、それに次ぐ卸売業が1,194件であるのに対して、農業・林業は328件にとどまり、期待の高さにもかかわらず、利用が伸び悩んでいる。本研究は、その背景に農業分野プロパーの課題があるものと考え、ABLとその法律上の基礎である動産、債権担保を農業分野に焦点を当てて検討する。

農業には、他の一般分野(農業分野以外を「一般分野」と呼ぶ)にはない特殊性がある。担保法学の観点からは、(1)農作物、家畜等が、冷害、水害などの自然的要因、市場動向などの経済的要因の影響を受けやすく、劣化が早いこと、担保目的物としての適格性に不安を抱えていること、(2)収穫前の野菜、果実など、未分離果実について、土地に対する権利者との競合や、対抗要件制度としての明認方法の適否などの問題が生じやすいこと、(3)民法上の不動産賃貸、種苗又は肥料の供給、農業労務の先取特権、農業動産信用法上の先取特権等、動産の先取特権と約定担保権の競合が生じやすいことなどが挙げられる。その他、政策的観点からは、食料供給という国家に不可欠な役割を担う農業の運転資金供給を円滑にするために、別段の扱いを要するのではないかという問題も考えられる。しかし、従来の担保法学における動産、債権担保とABLの議論は、そうした農業の特殊性を顧慮することなく、一般分野と同列に扱っており、農業分野に対応できていないものといえる。

2. 研究の目的

そこで、農業分野におけるABL利用の停滞の背景に、農産物の劣化、加工が早いこと、その生産が季節的、周期的であること、農業が食料供給という国家に不可欠な役割を担っていることなどの農業の特性を考慮してこなかったことがあると仮定する。そのうえで、本研究は、それらの特徴を踏まえた、動産、債権担保制度の在り方を検討することにより、農産物を用いた農業ABLの取引構造を構想することを目的としている。

3. 研究の方法

本研究は、アメリカ法との比較法を方法とする。アメリカ法では、体系書において動産、債権を用いた担保を論じるにあたり、農業融資を特別なカテゴリーとして扱うことが一般的である。在庫担保融資や設備担保融資が一般論として扱われるのに対し、農産物担保融資を中心とする農業融資は、独立して論じられる。このことは、アメリカで農業分野に独自の取引類型とそれに応じた法が展開されてきたことを示唆する。アメリカ法との比較法は、農業の特性を反映させた動産、債権担保制度を構想する本研究に適合する方法といえる。

アメリカ法には、次の3つの端緒があると考えられる。動産、債権を用いた担保取引を規律する統一商事法典(UCC)第9編にみられる、農業に特殊の規定がある。例えば、主として在庫商品に関して適用のある事業の通常の過程の買主の保護に関する規定が、農産物をその適用対象から除外していること、家畜に関しては、売買代金担保権の優先が規定されているのに対し、農作物に関してはそれに対応する規定がないことなどが挙げられる。連邦法の食糧安全保障法の農産物の買主の保護に関する特殊な規定がある。同じく連邦法の生鮮農作物法、パッカーズ&ストックヤード法の担保目的の信託がある。これら、農業分野の担保取引が独自の取引類型を有しており、それに対応した法が形成されていることが示唆される。

アメリカ法上で動産、債権の担保取引に関連し、また、農業に独自の規律を形成している上記3つを分析し、そこから、農業の特性を反映させた動産、債権の担保制度と取引構造を抽出し、

日本法への示唆を獲得する。

一連の検討は、判例、学説、起草資料等の資料分析を中心に行う。上記の各法律の制定に至るまでの経過について、判例法の状況を分析し、当時の学説の概況を調査する。それを経て、適宜起草資料を解析し、それぞれの法律の有する意義を精確に解明する。

最終的に、アメリカ法の検討を踏まえて、日本における農業分野における動産、債権担保とABLの議論の再検討として、農産物を用いた担保の在り方等を検討する。

4. 研究成果

(1) まず、アメリカ法における農業分野に特殊の動産、債権の担保の規定を設ける法律(上記-)に関する調査、検討を行った。その結果、次の(2)-(5)の結果を得た。

(2) 食糧安全保障法(Food Security Act)の担保目的物である農産物の買主の保護の規定によると、農産物に対する担保権は、担保権者が担保権の存在を買主に対して担保権者自身が事前に通知する、もしくは、登録制度を用いて通知するときには、買主が売買代金を担保権者に直接支払う場合を除き、買主に対しても有効になるとされる。このような規定の沿革からすると、農産物を担保とする融資者は、担保権が存続しないことを前提に設定者に自由な農産物の売却を委ねて設定者から債権の回収を行う方法と、担保権が存続することを前提に買主から売買代金を直接に受領して、債権を回収する方法とを選択することができる(拙稿「アメリカ法における農産物の事業の通常のプロセスの買主と担保権の存続(1)-(4・終)」早大法研論集174号-177号参照)。

(3) UCC第9編は、動産、債権などを目的物とする担保取引を規律しているが、担保目的物の一カテゴリーとして農産物(farm products)を設けており、農産物を目的物とした担保取引に独自の規定を有している。そこで、UCC第9編の検討を行った。より具体的には、農業関連動産を目的物とする担保取引の規律について、統一商事法典起草前(pre-code期)の州法から、現在の統一商事法典第9編に至るまで、その歴史を追尋した。それによれば、1サイクルの農産物の生産に要する費用を短期的に貸し付ける融資と農業に必要な資金を中長期的に貸し付ける融資との2種類が存在し、それに応じた担保取引の規律がなされていることが明らかにされた。前者の融資は、農作物や家畜の生産にかかわる季節性・周期性に応じて古くより行われていたものであり、後者の融資は、農業形態の変化やUCC第9編を契機にそこから発生してきたものである。現在も、両融資が可能な形で規律が残されていることが明らかにされた。これは、(2)で検討した、食糧安全保障法から導かれる取引実態と一致するところである。

(4) 生鮮農作物法、パッカーズ&ストックヤード法においては、農産物の生産者等の有する全ての未払いの売掛債権の担保のために、その売買目的物である農産物とそれに由来する加工製品、売掛債権、回収金等の全てが信託で保持されるという非分離型の浮動信託の制度が導入されている。これにより、農産物の売主は、買主の他の債権者に優先して、債権回収することができる。農産物の買主の他の担保権者にも優先するものであり、きわめて強力な担保である(拙稿「農産物の生産者の有する売掛債権の担保方法(1)(2・完)」早法95巻4号、96巻1号参照)。これも、季節性・周期性のある農産物について、農産物の生産者の経営がその1サイクルの生産の債権回収の成否に大きな影響を受けることを背景としたものであり、その債権回収を確実にする制度である。

(5) 以上のように、アメリカの担保法では、農産物を目的物とした担保取引については、棚卸資産など他の動産のそれと異なる規律が見受けられる。それは、担保目的物である農産物の特性の季節性・周期性を反映している。ここでは、農産物を用いた担保融資の原型である1つの生産サイクルのために1回の融資を行うことを予定した法制度がとられている。もっとも、近時の展開では、日本におけるABLのように、担保目的物の農産物が絶えず流入・流出(新陳代謝)することを前提に、それを担保目的物とした継続的な融資形態も可能となっている。ここには、2つの融資形態が存在し、それを融資者と農産物の生産者が融資をするにあたり、選択することが可能となっている。そして、それを可能にする担保法制が構築されている。

(6) 日本における担保制度をみると、平成18年判決以降、個々の動産ではなく、一定の範囲の動産を一括して目的物とする担保については、その動産の性質を考慮することなく、それが流入・流出するということを念頭におく傾向がみられる。農業分野のものも含め、ABLといわれる取引は、そうした流動性のある担保目的物を想定している。しかしながら、アメリカの担保法の展開、そして現行法制にみられるように、農産物を担保目的物とするにあたっては、その季節性・周期性が強調され、流動性のない担保目的物であることも少なくない。農産物を担保目的物とする取引を期待するのであれば、そのような担保も選択的に可能とすることが望ましいと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 97巻1号
2. 論文標題 普通預金担保の立法と口座開設行の保護 - UCC第9編とUNCITRALモデル法の「コントロール」の比較から -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 39, 78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 174巻
2. 論文標題 アメリカ法における農産物の事業の通常の過程の買主と担保権の存続 (1) - 「農産物の例外」の展開 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院法研論集	6. 最初と最後の頁 79, 108
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 95巻4号
2. 論文標題 農家の有する売掛債権の担保方法 (1) - アメリカ法の法定担保目的信託を参考にして -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 261, 308
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 175巻
2. 論文標題 アメリカ法における農産物の事業の通常の過程の買主と担保権の存続 (2) - 「農産物の例外」の展開 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院法研論集	6. 最初と最後の頁 55, 77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 96巻1号
2. 論文標題 農家の有する売掛債権の担保方法(2・完) - アメリカ法の法定担保目的信託を参考にして -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 147,168
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 176巻
2. 論文標題 アメリカ法における農産物の事業の通常の過程の買主と担保権の存続(3) - 「農産物の例外」の展開 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院法研論集	6. 最初と最後の頁 85,113
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小島庸輔	4. 巻 177巻
2. 論文標題 アメリカ法における農産物の事業の通常の過程の買主と担保権の存続(4・完) - 「農産物の例外」の展開 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田大学大学院法研論集	6. 最初と最後の頁 49,66
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------